

(案)

上川北部国有林の地域別の森林計画 第二次変更計画書

(上川北部森林計画区)

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 5 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 15 年 3 月 31 日} \end{array} \right)$

樹立年月日：令和 4 年 12 月 26 日
第一次変更年月日：令和 5 年 12 月 25 日
第二次変更年月日：令和 6 年 12 月 日

北海道森林管理局

上川北部国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 保安林機能の回復に必要な治山事業を行う必要のある箇所が発生したため、治山にかかる計画を変更する。
- 2 保安林を解除する必要が生じたことから、保安林整備にかかる計画を変更する。

なお、本変更計画は、令和7年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。
- 2 第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。

【現行計画】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

【変更計画】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
解除	水源 かん養	下川町	94.99	0.50	0.50	下川鉦山の排水施設等の 用地に供するため	
	水源かん養計			0.50	0.50		
	計			0.50	0.50		

【現行計画】

Ⅲ 別表

別表 6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
士別市	2014, 2021, 2106, 2107, 2108, 2115, 2116, 2117, 2163, 2169, 2176, 2213, 2214	8	溪間工、山腹工	
(略)	(略)	(略)	(略)	
中川町	1006, 1083, 1085	3	溪間工	
合 計		25		

【変更計画】

Ⅲ 別表

別表 6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
士別市	2014, 2021, 2106, 2107, 2108, 2115, 2116, 2117, 2163, 2169, <u>2171, 2172,</u> 2176, 2213, 2214	<u>10</u>	溪間工、山腹工	
(略)	(略)	(略)	(略)	
中川町	1006, <u>1019, 1073,</u> 1083, 1085	<u>5</u>	溪間工	
合 計		<u>29</u>		